

奈良県公の施設ネーミングライツ導入に関する基本方針

1 趣 旨

ネーミングライツとは、一般に、公共施設やイベントの愛称として企業の社名や商品ブランド名を付けるもので、施設運営等の経費を捻出する方法の一つとされているものです。

県では、公の施設の一部を対象に施設の愛称を命名する権利を売却し、その対価を活用して持続可能な施設の運営と施設サービスの維持・向上を図り、施設の魅力を高めることとします。

この基本方針は、制度の導入にあたり県の基本的な考え方をまとめたものです。

2 対象施設

多くの県民が利用し、イベントの開催などにより広告効果が相当程度見込まれる施設を対象とします。

ただし、施設名称の設定に経緯があるものや施設の性格上、企業名や商品ブランド名などの愛称を付するのが適当でないと判断するものは対象外とします。

3 募集条件

県は、原則として次の条件で命名権者を公募するものとします。

(1) 契約期間

原則、3年から5年とします。

(2) 命名権料

命名権料は、類似施設の取引事例をもとに、利用者数、イベント内容やメディアへの露出状況等を比較検討して施設ごとに目安となる金額を決定します。

命名権料の用途は、施設のサービスの維持、向上のために必要な経費の財源とします。

(3) 命名条件

愛称の使用にあたっては、愛称の周知に努めるほか当分の間は条例上の名称を併記するなど利用者が混乱しないように配慮することとします。

また、公共の施設の愛称として不適切なものは使用を認めないこととします。例示すると、次のとおりです。

- ① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反しているもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

- ④ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑤ 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- ⑥ 個人の氏名

(4) 費用負担

名称の変更に伴う広告物等の表示変更については、次のとおりとします。

なお、契約終了後の原状回復についても同様とし、命名権者の費用負担については、命名権料とは別に負担していただくものとします。

| 区 分 | 施 工 | 費用負担 | 備 考 |
|------------------|------|------|---------------------------|
| 看板の表示変更（道路標識を除く） | 命名権者 | 命名権者 | |
| 道路標識 | 奈良県 | 命名権者 | 県が道路管理者として設置したものに限り ます |
| 印刷物、ホームページの表示変更 | 奈良県 | 奈良県 | 新規作成分を対象と します |

(5) 応募資格

法人を対象としますが、公共の施設としてのイメージが損なわれるおそれがあるなど命名権を取得させることが適当でないと認められる者は対象外とします。

例示すると、次のとおりです。

- ① 奈良県から入札参加資格停止措置を受けている者、または奈良県から不利益処分を受けている者
- ② 国税または地方税を滞納している者
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）または会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続または更生手続開始の決定を受けた者
- ④ 代表者等（役員及び経営に事実上参加している者）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団の構成員等である者
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- ⑥ 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業を営む者

なお、奈良県内に事業所を有するなど「本県との関わり」がある場合については、選定審査の際に考慮することとします。

4 選定の方法

選定審査会を設置して、応募資格、経営状況、命名権料、契約期間、愛称案等を総合的に判断し、候補者及びその順位を選定します。

応募が1者のみの場合も、選定委員会において命名権者としてふさわしいかどうか審査し、候補者を決定します。

選定された候補者と契約内容について協議を行い、合意に至り次第、命名権者とします。協議は、先順位候補者から順次行いますが、合意の可能性がないと県が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位の候補者と契約内容について協議を行うものとします。

選定審査会の構成については、公正を担保するため、原則として外部有識者にも加わっていただくこととします。

5 命名権者の決定の取消、契約の解除

命名権者を決定した後において、応募資格要件を欠くこととなったとき、または社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあるなど命名権者とするのが適当でないと認められるとき、県は命名権者の決定の取消し又は契約の解除をできることとします。

6 適用時期

この基本方針は、平成21年8月11日から施行します。